

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約について、大阪府財務規則第61条の3の定めにより、以下のとおり公表するものである。

1 契約の内容 別紙「業務内訳」に定める役務の提供にかかる契約

2 契約の相手方 公益社団法人 茨木市シルバー人材センター
茨木市東奈良一丁目4番1号
電話 072-634-8990

3 契約の相手方の選定基準

契約相手方の選定について、次のとおり基準を定めるものとする。

- (1) 別紙「業務内訳」における業務を遅滞なく履行できること。
- (2) 同業務と同等の契約を履行している実績があり、業務の遂行においては、誠実にかつ問題なく請け負うことが見込まれること。
- (3) 所在地が本校近隣に位置し、業務遂行に当たって本校から緊急の要請があった場合、すみやかに対応できること。

4 契約の相手方の決定方法および理由

今般、本校において、下記「業務内訳」のとおり、技術職員補助業務を実施するにあたり、上記基準を満たすものとして、「公益社団法人 茨木市シルバー人材センター」を選定の予定である。

また、当センターより見積書を徴し、契約金額等を検討した結果、価格についても適当であると思われる。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、「公益社団法人茨木市シルバー人材センター」と随意契約を結ぶ予定である。

【業務内訳】

(1) 校内の清掃

- ① 校舎内外の清掃及びゴミの所定の場所への収集運搬
- ② 普通教室棟1階廊下、渡り廊下、特別等階段及び特別等各階廊下のワックスがけ

(2) 校舎内の植栽管理及び除草

校舎内植栽の剪定及び雑草の引き抜き。

(3) 蛍光灯取替及び軽微な校舎修繕

点検の上、点灯していない蛍光灯の取替及び軽微な校舎の修繕

(4) 通用門扉の開閉

朝夕の通用門扉の開閉